

# 「司法精神医学」投稿規定（2015年11月15日改訂）

1. 本誌は司法精神医学とその周辺領域に関する A. 研究論文, B. 総説, C. 資料, D. 症例報告, E. 短報, F. 討論等を掲載します。
2. 投稿者（著者、共著者）は日本司法精神医学会会員に限ります。ただし、総会講演・シンポジスト、依頼原稿等は学会員以外も可とします。
3. 他誌すでに発表された論文または投稿中の論文は受け付けません。
4. 投稿規定に従っていない論文は受け付けません。
5. 編集委員会の審査により掲載の採否を決定します。採否の結果は原則として、受理、条件付き受理、不受理のカテゴリーによります。
6. 投稿時期の目安として、遅い場合でも 9月末日までに投稿された論文までが当該年度の号（翌春発行）への掲載の審査対象の限度と考えてください。ただしこれは、依頼原稿の場合や修正なしで受理された場合を想定しています。審査の結果と経過（条件付き受理後の修正投稿、不受理後の再投稿など）によっては当該年度の号以降の掲載となります。十分に時間的な余裕をもって投稿をしてください。
7. 原稿はワードプロセッサーにより作成し、①本誌掲載の「連絡票」、②印字した「原稿」1部、③「原稿データ」を記録したUSBメモリまたはCDR、④本誌掲載の「著作権譲渡同意書ならびに誓約書」（本投稿規定19. 参照）を郵送してください。\*①④は学会ホームページからダウンロードできます。
8. 原稿枚数は以下の通りです。

A. 研究論文, B. 総説, C. 資料	刷り上がり 8 頁 (400 字詰原稿用紙で約 30 枚) 以内
D. 症例報告, E. 短報, F. 討論	刷り上がり 4 頁 (400 字詰原稿用紙で約 15 枚) 以内
G. その他	上記以外のジャンルのものについては、編集委員会で判断します。

※上記頁数、文字数には、図表、引用文献を含みます（図表1点につき、通常400字詰原稿用紙1~2枚に相当します）。※やむをえず上記を超過する場合は、超過分の実費を著者に請求します。

9. すべての原稿には、タイトル（和文、欧文）と5つ以内のキーワード（和文、欧文）を付してください。A. 研究論文, B. 総説, D. 症例報告の原稿には、400字以内の和文抄録（英文抄録も可能。ただし、英文抄録はネイティブチェックを必ず行つたうえで提出すること）を付してください。大会講演、シンポジウム原稿等の場合は、抄録は必須ではありません。
10. 著者名を伏せて審査するため、原稿には著者名、著者所属を記さないでください（それらは7. ①「連絡票」に明記してください）。
11. 引用文献は文末にまとめ、出現順に記載し、文中の引用部分番号を付してください。文献の表示は、原則として以下の通りです。

## 記載例

- 1) 浅田和茂：触法精神障害者に関する手続と精神鑑定の役割。ジュリスト 72 : 50-68, 1982
- 2) Appelbaum PS : The parable of the forensic psychiatrist ; Ethics and the problem of doing harm. International Journal of Law and Psychiatry 13 : 249-259, 1990
- 3) 田宮 裕：刑事訴訟法〔新版〕、有斐閣、東京、1996
- 4) 山上 啓：司法精神医学の概念と歴史、風祭 元、山上 啓（編）、臨床精神医学講座 第19巻 司法精神医学・精神鑑定、pp3-13、中山書店、東京、1998
- 5) Cope R : Mental Health Legislation. In Chiswick D, Cope R (Eds), Seminars in Practical Forensic Psychiatry, pp 272-309. Gaskell, London, 1995
- 6) Gruhle HW: Gutachtentechnik. Springer, Berlin-Göttingen-Heidelberg, 1955—中田 修（訳）、精神鑑定と犯罪心理、金剛出版、東京、1979
12. 判例等の表示は次の例に準拠してください。  
最決昭和58年9月13日判時1100号、p136  
大判昭和6年12月3日刑集10巻、p682
13. 注は、脚注とせずに、文末に注釈としてまとめて記載してください。
14. 図表は一つごとに1枚の用紙に書き、本文の余白に挿入場所を明示してください。図表原稿は白黒トーンで作成してください。写真、カラー等の希望の場合には、実費を著者に請求します。
15. 外国の固有名詞（人名、都市名等）は原語で記載してください。ただし国名等で慣例となっているものはこの限りではありません。薬品名、化学物質名は原則として一般名を原語で表記してください。英単語、数字は半角で入れてください。
16. 略号は最初に使用する際に正式名を添えてください。
17. 執筆にあたってはヘルシンキ宣言その他の倫理綱領に従い、プライバシー保護に留意するとともに、倫理手続について論文中に記載してください。手続が不十分の場合は不受理となります。
18. 他の書籍・雑誌等から文章・図・表等を引用する場合は、必ず出典を明示してください。著作権上では、執筆上の必然性があること、引用の量が正当な範囲であること、改変を加えていないこと（日本語への翻訳は除く）、引用を明示すること、の条件を満たしている場合、許諾なしに引用することができます。転載許諾が必要な場合は、必ず著者自身での申請・取得をしてください。
19. 掲載された原稿の著作権は当学会に帰属します。投稿にあたっては、本誌掲載の「著作権譲渡同意書ならびに誓約書」を作成し、原稿等とともに編集事務局宛に送付してください。なお、掲載された論文を著者が他に引用することは妨げません。自著等への転載を希望する場合は、学会本部宛に転載許可の申請を行ってください。
20. 別冊は30部を無料とし、追加分は有料とします。
21. 著者校正は原則として1回行います。
22. 本投稿規定については断りなく改訂することがありますので、必ず、最新号および学会ホームページ(<http://www.jsfmh.org/>)で最新の情報を確認してください。最新の投稿規定に従っていない場合には、受付をお断りすることもあります。
23. 原稿の送付および編集に関する問合せは下記にお願いします。  
〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町19-2  
株式会社真興社 編集部「司法精神医学」編集事務局宛 e-mail: jsfmh.editor@shinkousha.co.jp